

電子記録移転権利の募集の取扱い等に関する規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、正会員が国内において行う電子記録移転権利の募集等の取扱い等及び私募等の取扱い等に関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子記録移転権利の募集等の取扱い等

次に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。

イ 電子記録移転権利の募集（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第8項第7号に掲げる有価証券に係る行為に限る。）又は募集の取扱い（当該電子記録移転権利の発行者による有価証券届出書又は発行登録追補書類の提出が行われないものを除く。）

ロ 電子記録移転権利の売出し又は売出しの取扱い（当該電子記録移転権利の発行者による有価証券届出書若しくは発行登録追補書類の提出が行われないものを除く。）

(2) 電子記録移転権利の私募等の取扱い等

次に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。

イ 電子記録移転権利の私募（金商法第2条第8項第7号に掲げる有価証券に係る行為に限る。）若しくは私募の取扱い又は電子記録移転権利の募集又は募集の取扱いのうち前号イに該当しないもの

ロ 電子記録移転権利の売付け勧誘等（金商法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）又は売付け勧誘等の取扱いであって、前号ロに該当しないもの（金融商品取引法施行令第1条の7の3各号に掲げる取引に係るものを除く。）

(3) 引受け

電子記録移転権利に係る金商法第2条第8項第6号に掲げる行為（元引受け（金商法第28条第7項第3号に該当する行為を除く。）を含み、金商法第2条第6項第3号に該当する行為を除く。以下同じ。）

第2章 私募等の取扱い等

(私募等の取扱い等)

第3条 正会員は、電子記録移転権利の私募等の取扱い等については、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2第1項第1号イからホまでに該当する者以外の者に対して投資勧誘を行ってはならない。

2 電子記録移転権利の私募等の取扱い等については、次章の各規定は適用しない。

第3章 募集等の取扱い等及び引受け

(社内審査の独立性の確保)

第4条 正会員は、第6条に定める審査の業務を的確に遂行することができる人的構成を確保するとともに、独立した審査意見の形成を行うため、次に掲げるすべての要件を満たす組織体制を構

築しなければならない。

- (1) 電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けに係る審査（以下「審査」という。）部門を設置すること。
 - (2) 審査部門において審査業務を遂行する担当者は、営業業務（電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けを推進する業務を含む。以下同じ。）に携わらないこと。
 - (3) 審査部門を担当する役員は、営業部門（電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けを推進する部門を含む。以下同じ。）を担当しないこと。
- 2 正会員は、次に掲げるすべての要件を満たしている場合には、前項に規定する体制を構築しているものとみなす。
- (1) 審査業務を遂行する担当者は、当該審査案件に係る営業業務に携わらないこと。
 - (2) すべての審査案件について、法務コンプライアンス部門の責任者を含む複数の責任者から構成される会議体の議決（当該案件に係る営業業務に携わる者が、その表決に加わらないものをいう。）により判断を行うこと。
 - (3) 法務コンプライアンス部門の責任において、判断に係る資料及び情報の十分性について分析及び評価を行うとともに、当該判断の形成過程についての適正性を確認すること。
 - (4) 電子記録移転権利に利用される電子情報処理組織に係るリスクについて、専門家による検証結果をシステムリスク管理部門の責任において入手・評価する等の方法により継続的な審査が実施されること。

（審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備）

第5条 正会員は、電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けの業務を行うにあたり、次の各号に掲げる事項を社内規則に定めなければならない。

- (1) 審査を行うに際して審査すべき項目（以下「審査項目」という。）及び当該項目を適切に審査するために必要な事項
 - (2) 審査部門が営業部門から独立した審査意見の形成を行うために必要な事項（前条第2項の場合には、審査業務を遂行する担当者が営業部門に携わる者から独立した審査意見の形成を行うために必要な事項）
 - (3) その他適切な判断を行うために必要な事項
- 2 正会員は、前項第1号に規定する審査項目に基づき審査するための手順に関する社内マニュアルを定めなければならない。
- 3 正会員は、前2項に規定する社内規則及び社内マニュアルについて、適宜その内容を見直し、充実させるものとする。
- 4 正会員は、本協会が求める場合には、第1項及び第2項に規定する社内規則及び社内マニュアルを本協会に提出しなければならない。

（審査項目）

第6条 正会員は、電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けを行うにあたっては、当該電子記録移転権利について、前条の規定により当該正会員が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。

- (1) 発行者及びその行う事業の実在性
- (2) 発行者の財務状況
- (3) 発行者の事業計画の妥当性
- (4) 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
- (5) 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況

- (6) 当該正会員と発行者との利害関係の状況（当該正会員が当該電子記録移転権利の発行者である場合を除く。）
- (7) 当該電子記録移転権利に投資するに当たってのリスク
- (8) 調達する資金の使途
- (9) 当該電子記録移転権利の保有又は移転の方法その他当該電子記録移転権利の仕組みに関するリスク
- (10) その他正会員が必要と認める事項

（社内記録の作成、保存）

第7条 正会員は、電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けを行った場合には、次の各号に掲げる記録を作成し、書面又は電磁的方法により、当該審査を終了した日から10年間これを保存しなければならない。

- (1) 前条に定める審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由及び形成過程、当該審査の過程において把握した問題点等に係る記録
- (2) 当該審査の判断の基となった資料及び情報に係る記録
- (3) 当該審査において収集した資料及び情報（前号の資料及び情報を除き、判断に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録

（検査又は監査の実施）

第8条 正会員は、次に掲げる事項について、定期的に検査又は監査を行わなければならない。

- (1) 第5条第1項に基づき定める社内規則が遵守されていること
- (2) 第5条第2項に基づき定める社内マニュアルが適正に運用されていること

（本協会への報告）

第9条 正会員は、電子記録移転権利の募集等の取扱い等又は引受けの状況について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。